

大健福指第1021号
令和8年2月5日

障害福祉サービス事業所等 管理者様

大津市健康福祉部福祉指導監査課長

令和7年度における健康福祉サービス自己評価の実施について

滋賀県では、「本県における健康福祉サービス評価システムの推進について（サービス評価基準および評価制度検討委員会報告書）」により、県内の全ての施設・事業所において、毎年度、健康福祉サービスの自己評価を実施されるよう推進しているところです。また福祉サービスの自己評価は事業所の指定等の基準上、実施することとされています。

つきましては、福祉サービスの質の向上を図り、利用者に適切なサービス情報を提供するというサービス評価の趣旨を御理解いただき、自己評価を実施願います。

自己評価の実施にあたっては、下記の留意事項や別記に留意されるとともに、下記期限までに、書面にて御報告くださいますようお願いします。

提出期限

令和8年4月24日（金）

ただし、令和7年10月1日以降に指定を受けた事業所については、報告不要（次年度から報告が必要）

※今回報告不要の場合にも、自己評価は概ね1年に1回以上実施し、結果の公表を行ってください。

留意事項

【障害児通所支援事業所にかかる自己評価結果等未公表減算について】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援支援については、自己評価結果等の公表が、期限までに市に報告されていない場合は、令和8年4月1日より、当該状態が解消されるに至った月まで、障害児通所給付費に減算を適用します。（所定単位数の15%減算）

注：令和7年10月1日以降に指定を受けた児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所については、減算の適否を令和9年4月の報告時に判断します。

ただし、基準上、概ね1年に1回以上、自己評価を実施し結果等を公表することとなっていますので、指定後1年を目途に自己評価の実施、結果の公表を行ってください。

例 1) 令和 7 年 9 月 30 日以前に指定を受けている事業所

→令和 8 年 4 月 24 日までに報告をしない場合、令和 8 年 4 月サービス提供分から減算を適用します。

例 2) 令和 7 年 10 月 1 日以降に指定を受けている事業所

→基準上、概ね 1 年に 1 回以上、自己評価を実施し結果等を公表することとなっていますので、令和 9 年 3 月までに公表を実施し、令和 9 年 4 月に届出を行う場合には、減算の適用は行いません。

«※自己評価の実施、公表と減算の適否は年度ごとの報告により管理します。»

【評価基準について】

評価基準については、

- ・障害福祉サービス共通評価基準①〔障害者／施設、グループホーム〕
- ・障害福祉サービス共通評価基準②〔障害者（児）／在宅〕
- ・児童発達支援自己評価表
- ・放課後等デイサービス自己評価表
- ・保育所等訪問支援自己評価表

の 5 種類を用いて自己評価を実施していただくようお願いいたします。

(別記) サービス等自己評価の実施手順等について

1 サービス等自己評価の実施等

(1) サービス等自己評価の実施

別添「自己評価実施ガイドライン」、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」又は「保育所等訪問支援ガイドライン」を参考にしながら、「（分野別）障害福祉サービス共通評価基準」「児童発達支援自己評価表」、「放課後等デイサービス自己評価表」又は「保育所等訪問支援自己評価表」により自己評価を実施してください。

(2) サービス等自己評価の報告

作成いただいた「自己評価実施状況報告書」および公表内容（提出資料一覧を参照）を、大津市（福祉指導監査課）へ報告してください。

報告期限については、令和8年4月24日（金）

(3) サービス等自己評価集計結果の公表

各事業所からの報告を集計した結果については、県ホームページで公表を行います。あらかじめ御了承ください。

2 サービス等自己評価結果の公表

自己評価結果（※）および改善内容を、インターネットその他の方法により広く公表してください。

※障害児通所支援事業所は、事業所における自己評価結果および保護者からの事業所評価結果を公表する必要があります。

3 問い合わせ先

大津市健康福祉部福祉指導監査課

TEL : 077-528-2912

Mail : otsu1439@city.otsu.lg.jp

参考：自己評価実施の根拠

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第22条第3項 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第24条第2項 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第57条第3項 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A・B型は準用規定】

第121条第3項 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第133条第3項 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第210条の5第4項 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準

第26条第3項 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。【放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援に準用】

第26条第4項 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。【放課後デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援に準用】

一 当該指定児童発達事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

第26条第5項 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。【放課後デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援に準用】